

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和元年10月28日（令和元年（行情）諮問第318号）

答申日：令和2年10月13日（令和2年度（行情）答申第306号）

事件名：「収納代理金融機関のなかに，銀行代理業者も含むことの分かる文書」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「収納代理金融機関のなかに，銀行代理業者も含むことの分かる文書または情報提供」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成31年4月26日付け総行第140号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

別紙（審査請求書）のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

本件審査請求は，審査請求人である開示請求者が，法4条1項の規定に基づいて行った平成30年10月18日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，処分庁が，法9条2項の規定に基づいて行った原処分を不服として，令和元年7月25日付けをもって行われたものである。

#### 2 本件審査請求の対象となる行政文書

##### （1）本件開示請求の内容について

地方自治法施行令168条の2第1項で使用している「総括」の具体的内容が明示されている文書

##### 【補正後】

本件対象文書

##### （2）原処分について

処分庁は，平成30年10月18日付けの審査請求人からの行政文書開示請求に対し，以下のとおり計4回に渡り開示対象文書の特定を求める補正依頼を行った。

平成30年11月9日発送（1回目補正依頼）

- ・平成30年11月9日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年11月14日受領

- ・平成30年11月13日付け「回答書」及び「301113日付の別紙回答書」

平成30年11月20日発送（2回目補正依頼）

- ・平成30年11月20日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年11月26日受領

- ・平成30年11月23日付け「回答書」

平成30年11月28日発送（3回目補正依頼）

- ・平成30年11月28日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年12月5日受領

- ・平成30年12月4日付け「回答書」

平成31年4月17日発送（4回目補正依頼）

- ・平成31年4月17日付け補正依頼書

平成31年4月22日受領

- ・平成31年4月21日付け「回答書」

1回目及び2回目補正依頼では開示対象文書の特定ができなかったため、処分庁は1回目及び2回目補正依頼に対する回答内容を踏まえて、3回目補正依頼として平成30年11月28日付け「行政文書開示請求の補正について」を送付したところ、審査請求人は同年12月4日付け「回答書」において、処分庁が示した文書名に対し、開示請求を維持する旨の回答ではなく、「収納代理金融機関のなかに、銀行代理業者も含むことのある文書または情報提供すること、上記文書でよいです」との回答があった。

処分庁は上記回答を踏まえ、本件開示請求の開示対象文書を本件対象文書と判断した。

4回目補正依頼である平成31年4月17日付け補正依頼書において、開示請求を維持する場合、当該文書の存在が確認できないため、不存在を理由とした不開示決定となる見込みである旨を伝えたところ、同月21日付け「回答書」にて、審査請求人より、「開示請求を維持する」との意思表示が明らかとなったため、同月26日付け総行行第140号をもって法9条2項の規定に基づき文書不存在を理由とした不開示決定とする原処分を行った。

### 3 審査請求について

審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりであ

る。

(1) 審査請求の趣旨

総行行第140号平成31年4月26日付けの不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張（要約）

- ・ 平成31年4月26日付け総行行第140号不開示決定処分は不当である。
- ・ 処分庁が行った文書特定は違法である。
- ・ 「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして文書を特定できたか明らかにされていない。
- ・ 開示請求書（控え）の交付を行わないことは、違法である。
- ・ 開示請求日は平成30年10月18日であるが、不開示決定通知書の日付は平成31年4月26日であり、不開示決定に至るまでに要した日数は違法である。
- ・ 情報提供が行われていないことは、行政手続法8条所定の理由付記の制度に違反している。

4 原処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は原処分が不当であること、処分庁が行った文書特定は違法であること、「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして文書を特定できたか明らかにされていないと主張するが、上記2(2)のとおり、処分庁は開示対象文書特定のため、請求人に対し補正依頼を重ねた結果、本件対象文書を開示対象文書と判断した。

その上で、平成31年4月17日付け補正依頼書において、開示請求を維持する場合、当該文書の存在を確認できないため、不存在を理由とした不開示決定となる見込みである旨を伝えており、処分庁は補正書により審査請求人に対して丁寧な説明を行っている。

その後、平成31年4月17日付け補正依頼書に対する回答である同月21日付け「回答書」にて、審査請求人より、「開示請求を維持する」との意思を確認した上で処分庁は文書不存在を理由とした不開示決定を行っており、原処分において不開示決定を行った判断は妥当である。

- (2) 審査請求人は、開示請求書（控え）の交付を行わないことは違法である旨主張するが、開示請求書（控え）の交付を行わないことについて、法律等での規定はなく、何ら違法ではない。
- (3) 審査請求人は、開示請求日は平成30年10月18日であるが、不開示決定通知書の日付は平成31年4月26日であり、不開示決定に至るまでに要した日数は違法である旨主張しているが、上記(1)のとおり、原処分の判断は妥当である上、不開示決定に至るまで時間を要した要因としても、開示対象文書の特定のために審査請求人に対し補正依頼を行

っても、処分庁が示した文書名に対し請求を維持するのか、別の文書を請求するのか、あるいは情報提供を希望しているのか審査請求人の回答から判然とせず、本件請求に係る審査請求人の意思を確認するために時間を要したことが理由である。

- (4) 審査請求人は、情報提供が行われていないことは、行政手続法 8 条所定の理由付記の制度に違反している旨主張しているが、審査請求人が平成 30 年 11 月 13 日付け「回答書」及び「301113 日付の別紙回答書」、同月 23 日付け「回答書」において問合せを行った事項に対する回答を、処分庁は情報提供として同月 28 日付け「行政文書開示請求の補正について」に同封して送付している。

なお、処分庁は審査請求人の補正依頼に対する回答に対し、請求を維持する場合、形式上の不備及び該当文書の存在が確認できないため不存による不開示決定を行う見込みであることを教示しており、審査請求人との補正に係るやりとりにおいて、適切な対応を行ったと考える。

## 5 結論

以上により、原処分は妥当であり、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると考えます。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 10 月 28 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和 2 年 9 月 11 日 審議
- ④ 同年 10 月 9 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、これを作成、取得しておらず保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問書に添付された書類（補正書、補正回答書等の写し）によれば、本件開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、おおむね上記第 3 の 2 (2) のとおりであると認められ、これを覆すに足る事情は認められない。

- (2) 諮問庁は、上記第 3 の 4 のとおり説明するが、当審査会事務局職員を

して諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、地方自治法施行令168条4項及び7項に基づき普通地方公共団体の長が指定する収納代理金融機関の範囲に銀行代理業者を含むことが分かる文書の開示を求めるものである。

総務省（自治行政局行政課）では、地方自治法等に基づく地方財務会計制度を所管しており、今回の開示請求に対応することとなったものである。

収納代理金融機関の中に銀行代理業者を含むか否かについては、金融機関と銀行代理業者等の関係について銀行法等から解釈することが可能と考えられるが、総務省独自に当該解釈に係る文書を作成又は取得する機会はない。

イ 総務省は、種々の研究会等を開催しており、本件に係るものとしては、地方公共団体の財務制度に関する研究会を開催している。この研究会の成果物として、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」及び参考資料を作成し、総務省のウェブサイトに掲載しており、同報告書12ページの「5 指定金融機関に係る制度の見直し」において、指定金融機関制度の沿革や制度の概要等について解説しているが、審査請求人が開示又は情報提供を主張する「収納代理金融機関のなかに、銀行代理業者も含むこと」について、特段、言及していない。また、上記報告書と併せて作成している参考資料においても、同様である。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、執務室の書棚、共有ドライブ及び職員用端末の個人フォルダ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は、確認できなかった。

(3) 諮問庁から、総務省の事務分掌規程並びに上記(2)イ掲記の研究会等の検討結果を取りまとめた報告書及び資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、上記(2)ア及びイの事務分掌、資料等に係る諮問庁の説明に符合する内容であることが認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、上記(2)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、本件対象文書が作成又は取得されたことをうかがわせる事情も認められない。

(4) 上記(2)ウの本件対象文書の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

(5) 以上によれば、総務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、開示請求書の控えを交付しない行為は、行政手続法8

条所定の理由付記の制度に違反している旨主張するところ、諮問庁に対し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおり説明する。

開示請求を受けた場合、法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）並びに「総務省情報公開事務マニュアル」にのっとり事務を実施しているが、いずれにおいても、開示請求書の控えを交付することは義務付けていないし、行政手続法8条の理由付記の制度にも違反していない。

諮問庁の上記説明につき、諮問庁から「総務省情報公開事務マニュアル」の提示を受け、上記法令の規定と照らし合わせ検討するに、上記諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

審査請求人は、審査請求書（別紙の1（2）ア）において、開示請求を行った平成30年10月18日から行政文書不開示決定通知が行われた平成31年4月26日まで6か月間放置されているのは違法であるなどと主張する。

この点につき、諮問書に添付された書類（補正書、回答書等の写し）によれば、処分庁は、求補正の過程において、平成30年12月4日付けで審査請求人からの回答書を同月5日受領した後、平成31年4月17日付けで4回目の求補正を行うまでの間、4か月以上を要していることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記の状況について確認させたところ、諮問庁は、開示対象文書の特定のために審査請求人に補正依頼を行っても、処分庁が示した文書名に対し請求を維持するのか、別の文書を請求するのか、あるいは情報提供を希望しているのか審査請求人の回答から判然とせず、本件請求に係る審査請求人の意思を確認するために時間を要したことが原因である旨説明する。

しかしながら、諮問庁の上記説明は、4か月以上もの期間にわたり手続を進めなかった理由を合理的に説明するものとは認め難く、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、適正な対応に留意すべきである。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙 審査請求書

### 1 審査請求の理由

審査請求人は、石田真敏総務大臣から、総行第140号 平成31年4月26日付けの行政文書不開示決定処分を受けた。

しかし、本件処分は、不当であること。

#### (1) 経緯

ア 開示請求文言＝「不明」である。

他の省庁では、決定通知書と一緒に開示請求書（控）が送付されてくる。

しかしながら、石田真敏総務大臣の場合は、開示請求書（控）を交付しない事実がある。

▶ 石田真敏総務大臣が特定した文書が、開示請求文言に対応した文書であることは分からない。

開示請求書（控）を交付しない行為は、（理由の提示）行政手続法8条所定の理由付記の制度に違反していること。

イ 総務省が特定した文書名＝「収納代理金融機関のなかに、銀行代理業者も含むことが分かる文書 又は、情報提供」、

ウ 不開示決定理由文言（総務省の主張）＝「該当文書は、作成、取得しておらず、保存していないため、不開示としました。」

エ 情報提供は行っていない事実。

▶ 提供すべき情報の存否は、決定通知書の合法性に係る事項である。

#### (2) 総務省の主張に対する認否等

ア 開示請求は、平成30年10月18日付けである。

一方、決定通知書は、平成31年4月26日付けである。

しかしながら、開示請求書（控）が交付されないため、受付日は不明である。

⇒ 6ヶ月間の放置は違法であること。

イ 総務省が特定した文書名＝「収納代理金融機関のなかに、銀行代理業者も含むことが分かる文書 又は、情報提供」について。

▶ 310426総務省が特定した文書名は、「開示請求に対して、総務省は、開示請求文言をそのまま用いて文書特定を行った上で、その全部を不開示とする原処分を行ったこと。」

上記の行為は、違法であること。

この違法行為を隠すために、開示請求書（控）を、恣意的に交付していないこ

と。

ウ 不開示決定理由文書（総務省の主張）について、存在しない文書を、どの様にして特定し、存在しないと判断したことについて理由が提示されていないこと。

⇒ このことは、法 9 条 2 項の趣旨及び（理由の提示）行政手続法 8 条所定の理由付記の制度に違反していること。

エ 石田真敏総務大臣は、情報提供は行っていないこと。

開示請求者は、301018 以後調査を行い、以下の事項を認識するに至った。

① 地方税のうち、地方自治法施行令 158 条 1 項の限定列挙に掲示されている税金を除いた税金は、コンビニ店舗収納が行われている事実がある。

② コンビニ店舗は、地方公共団体の銀行代理業者となり、収納代理金融機関の指定を受けて、地方税の収納を行っていること。」

③ 上記の事項は、総務省所管の指定金融機関制度によって行われていること。

④ 地方自治法は、石田真敏総務大臣の所轄である。

提供すべき情報が存在しないとは考えられないこと。

情報提供を行っていないことは、（理由の提示）行政手続法 8 条所定の理由付記の制度に違反していること。

2 情個審に対して、以下の事項を認めること等を求める。

ア 開示請求書（控）を交付しない行為は、（理由の提示）行政手続法 8 条所定の理由付記の制度に違反していること。

イ 決定通知までに 6 ヶ月以上の放置を行なった行為は、違法であること。

ウ 「開示請求に対して、総務省は、開示請求文言をそのまま用いて文書特定を行った上で、その全部を不開示とする原処分を行ったこと。」

上記の行為は、違法であること。

エ 「存在しない文書を、どの様にして特定し、存在しないと判断したことについての理由」明らかにすることを求める。

オ 提供すべき情報は存在することを認め、情報提供を行うこと。

カ 原処分を破棄して、開示請求文言に沿った文書を開示すること。